

## 第2号議案 規約 2005年10月改正案

### 第3章 役員

第9条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 世話人 若干名
- (4) 事務局員 若干名
- (5) 会計 2名
- (6) 会計監査 2名

会長・副会長は、総会で決定する。

会長は、正会員の患者さんより選任し、会を代表する。

副会長は、会長を補佐する。

役員は、総会において正会員のうちから選任する。

任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

### 第4章 総会及び世話人会

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

第16条 通常総会は、毎年1回開催する。

活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認その他この会の運営に関し重要な事項を議決する。

第21条 世話人会は、役員及び事務局をもって構成する。

第25条 世話人会の議長は、会長または副会長が行う。

第27条 第18条の規定は、世話人会議事に援用する。

世話人会は会長が招集し、その運営は総会に準ずる。

### 第7章 規約の変更及び解散

第32条 この規約の変更は、総会の議を経なければならない。

### 第8章 雑則

第37条 この規約は、2005年11月9日に、第9・15・16・21・25・27・32条、を

更した。